

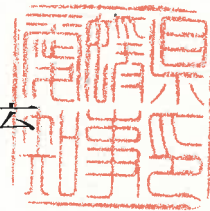
様式第 3 - 4 号

令和 7 年 9 月 3 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第 9 項の規定に基づき公示する。

愛媛県知事 中村 時広



登録番号	10	登録年月日	平成19年7月12日				
登録検査機関の名称		百姓百品株式会社					
代表者氏名		代表取締役 福井 美咲 永田—美穂					
主たる事務所の所在地		西予市野村町野村12-15					
登録の区分		品位等検査					
農産物の種類		国内産玄米					
農産物検査 を行う区域	農 産 物 検 査 員			成分検査業務受委託先			
	氏 名	農産物の種類	証明書 番 号	受委託 の区分	登録検査機関 の名称	代表者 氏 名	主たる事務所 の所在地
	愛媛県	林 功	玄米	K3828179-1			
備 考	略称「百姓百品」、代表者氏名の変更						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。